企業に未来基準の元気を！

ADVANTAGE Risk Management Group

第19回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 **平成29年6月23日**（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所 東京都港区白金台一丁目1番1号
八芳園 2階「サンライト」

決議事項
第1号議案 **剰余金処分の件**
第2号議案 **取締役1名選任の件**
第3号議案 **補欠監査役1名選任の件**
第4号議案 **取締役の報酬額改定の件**
第5号議案 **取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行する件**

目 次

第19回定時株主総会招集ご通知 …… 1頁
株主総会参考書類 …… 3頁
事業報告 …… 15頁
連結計算書類 …… 36頁
計算書類 …… 44頁
監査報告 …… 51頁

証券コード：8769
株式会社 アドバンテッジ リスク マネジメント

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて 当社第19回定時株主総会を平成29年６月23日に開催いたしますので、ここに招集のご案内をさせていただきます。当社株式は、本年３月に東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）から同取引所市場第二部へ市場変更されました。これもひとえに株主の皆様をはじめとする、すべてのステークホルダーの方々のご支援の賜物と存じ、改めて心より御礼申しあげる次第です。

今後とも皆様方のご期待にお応えすべく 役員社員一丸となり「人々が『安心して働ける環境』と企業の『活力ある個と組織』を共に創る」というコーポレートミッションの実現に向けて邁進してまいりたいと存じます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。



株式会社アドバンテッジ リスク マネジメント
代表取締役社長 鳥越 慎二

証券コード　8769
平成29年６月７日

株　主　各　位

東京都目黒区上目黒二丁目１番１号
株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
代表取締役社長　鳥　越　慎　二

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年６月22日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

【郵送による方法】
**　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到達するようご返送ください。**

【インターネットによる方法】
**　13頁から14頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内に従って上記の行使期限までに賛否をご入力ください。**

**　また、郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。**
**　なお、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。**

敬　具

記

1．日　　時　平成29年６月23日（金曜日）午前10時（受付開始 午前９時30分）

2．場　　所　東京都港区白金台一丁目１番１号
八芳園　２階「サンライト」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項
1．第19期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第19期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役１名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

第４号議案　取締役の報酬額改定の件

第５号議案　取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行する件

以　上

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
2．当日は当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申しあげます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。
3．株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.armg.jp/）に掲載させていただきます。
4．本招集ご通知の内容については、早期に情報を提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに開示いたしました。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、企業価値の向上を図るとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと考えており、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、当期の期末配当は以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、その他の剰余金の処分はございません。

期末配当に関する事項

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金13.5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は115,289,325円となります。

（注）当社は平成29年４月１日を効力発生日として普通株式１株につき２株の割合で株式分割を実施しております。当期（第19期）の期末配当につきましては、配当基準日が平成29年３月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役１名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役１名を増員することとし、取締役１名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
もりみつたけふみ 森光威文 （昭和43年８月８日生）	平成３年４月　ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社 平成15年４月　同社マネジャー 平成19年１月　同社パートナー 平成28年６月　同社退社 平成29年４月　当社入社　常務執行役員 ［重要な兼職の状況］ 該当事項はありません。	－

（注）１．森光威文氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．森光威文氏は、経営コンサルティング業務の中で様々な企業の経営方針等立案・アドバイスするなど豊富な経験を積んでおり、経営に関する豊富な知見を有しているため、取締役としての選任をお願いするものであります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

平成27年６月23日開催の第17回定時株主総会において補欠監査役に選任されました前波範彦氏より、本総会開始の時をもって補欠監査役を辞退したい旨の申出がありました。

つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力は、定款第35条の規定により、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成33年６月開催予定第23回定時株主総会）開始の時までであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
紅林優光（くればやしまさみつ） （昭和40年７月11日生）	平成元年10月　太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入社 平成７年６月　同監査法人退社 平成７年７月　太田昭和アーンストアンドヤング㈱（現ＥＹ税理士法人）入社 平成11年９月　同社退社 平成11年10月　紅林公認会計士事務所（現澤・紅林公認会計士事務所）代表（現任） 平成12年５月　㈱アクティス監査役（現任） 平成13年２月　㈱東京リアルティ・インベストメント・マネジメント監査役（現任） ［重要な兼職の状況］ 澤・紅林公認会計士事務所代表、㈱アクティス監査役、㈱東京リアルティ・インベストメント・マネジメント監査役	－

（注）１．紅林優光氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．紅林優光氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．紅林優光氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
紅林優光氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、紅林優光氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

第４号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成15年９月29日開催の第５回定時株主総会において、年額150百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額250百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と改めさせていただくものであります。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼取締役の使用人分給与は含まないこととさせていただくものであります。

なお、現在の取締役は５名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は６名（うち社外取締役２名）となります。

第５号議案　取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の要領により、当社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び使用人に対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の当社の取締役に対する報酬等の額は、平成15年９月29日開催の当社第５回定時株主総会において、年額150百万円以内としてご承認をいただいておりますが、第４号議案が原案どおり承認可決されますと、年額250百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）に変更となります。

今般、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、上記の取締役の報酬等の額とは別枠で、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の支給を決定させていただきたいと存じます。当該ストックオプションとしての新株予約権は金銭でない報酬等に該当し、また、その額も確定していないため、下記のとおり、その具体的な内容及び算定方法についても併せてご承認をお願いするものであります。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、割当日においてブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて算定いたします。

本件ストックオプションは、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の取締役は５名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は６名（うち社外取締役２名）となり、ストックオプションとしての新株予約権の割当数は、当社取締役(社外取締役を除く)に対し2,000個が上限となります。

記

Ⅰ．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び使用人に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行するものであります。

Ⅱ．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否

1．その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記Ⅲ．に定める内容の新株予約権2,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式200,000株を上限とし、下記Ⅲ．1.により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

2．その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

Ⅲ．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

1．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、本総会終結後、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、3.（2）①の規定を準用する。

また、上記のほか、本総会終結後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値（１円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

３．行使価額の調整

（１）割当日以降、当社が、当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ⅰ 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記（２）に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第２位を四捨五入して小数第１位まで算出する。

ⅱ 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

ⅲ 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

（２）調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①　上記（１）①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

②　上記（１）②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

（３）上記（１）①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

（４）行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

４．新株予約権を行使することができる期間

発行決議日後２年を経過した日から８年間

５．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（１）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

（２）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（１）記載の資本金等増加限度額から上記（１）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6．譲渡による新株予約権の取得の制限
　譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
7．新株予約権の取得条項
　以下の（1）、（2）、（3）、（4）又は（5）の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
（1）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
（2）当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
（3）当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
（4）当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
（5）新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
8．組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
　当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数
　新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
　再編対象会社の普通株式とする。
（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
　組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記２．で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

上記４．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記４．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記５.に準じて決定する。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

（8）新株予約権の取得条項

上記７.に準じて決定する。

（9）その他の新株予約権の行使の条件

下記10.に準じて決定する。

9．新株予約権を行使した際に生じる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10．その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

以　上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

（1）インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、ＥＺweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は㈱ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

（2）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（4）インターネット等による議決権行使は、平成29年６月22日（木曜日）の午後６時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
（1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、公共投資の増加や企業収益の回復に伴い雇用・所得環境が改善傾向を辿り、年度末にかけては個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられる等、緩やかな景気回復基調が継続いたしましたが、英国のＥＵ離脱問題、米国新政権の政策運営、新興国経済の減速等が世界経済に及ぼす影響が懸念されたことから、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような経済状況において、当社は、メンタリティマネジメント事業においては、平成27年12月に施行された改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック義務化に対応した企業向けサービスの提供先拡大を推進し、顧客基盤の一層の拡充に取り組みました。また、就業障がい者支援事業においては、保険分野で有力企業との取引関係を有するマーケットホルダーとの連携強化によるＧＬＴＤ（Group Long Term Disability：団体長期障害所得補償保険）の新規顧客開拓に注力いたしました。

当連結会計年度の売上高につきましては、メンタリティマネジメント事業および就業障がい者支援事業の売上高伸長に伴い、増収となりました。

一方、費用面につきましては、メンタリティマネジメント事業におけるストレスチェック義務化対応サービス実施等に必要な諸費用の増加および各事業における一過性費用の計上により経費負担が増加いたしましたが、増収効果により経費の対売上高比率は低下いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は3,964百万円（前期比38.7％増）、営業利益は629百万円（前期比162.8％増）、経常利益は630百万円（前期比162.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は424百万円（前期比158.0％増）となりました。

報告セグメントの業績は以下の通りです。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年比較については、前年の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

（メンタリティマネジメント事業）

当事業におきましては、改正労働安全衛生法に基づく第１回目のストレスチェック実施期限が平成28年11月末日であることを踏まえ、成約に向けて案件のクロージングを重点的に推進するとともに、実施期限を間近に控えた需要を着実に新規案件として捕捉するため、業界における知名度や各種ニーズに対応可能なサービス提供力を訴求して積極的な営業活動を展開いたしました。これらの活動により、法制化１年目の新規契約の獲得は期初想定を上回る結果となり、当期末における当社のメンタルヘルスケアサービスの導入企業数および利用者数は、ともに前期末に比べ飛躍的に増加いたしました。

更に、法制化２年目以降を見据え、よりきめ細やかに各地の顧客ニーズに応えるため、新たに４都市（札幌・仙台・広島・福岡）に営業所を開設し、既存拠点（東京・名古屋・大阪）と合わせ、全国をカバーする営業・サービスネットワークを構築するとともに、ストレスチェックの実施支援のみならず、ストレスチェック結果の集計・集団分析データを活用した顧客企業の組織改善を支援するための諸活動を実施いたしました。また、ウェブサイトや各種媒体への露出増加施策等を重点的に実施して新たなアプローチ先の上積みを図り、今後の顧客基盤拡充に向けた積極的な販促活動を推進いたしました。

当期間の売上高につきましては、主にストレスチェック義務化対応商品アドバンテッジタフネスシリーズの売上が計画を上回って大きく伸長し、増収となりました。一方、費用面につきましては、新規契約増加に伴うサービス運用関連の諸費用増加に加え、第１四半期に実施した義務化未対応の新規顧客獲得に向けた集中的な販促活動展開による一過性の経費支出がありましたが、これらの費用負担の増加は増収によりカバーいたしました。

これらの結果、メンタリティマネジメント事業の売上高は2,787百万円（前期比60.7％増）、営業利益は545百万円（前期は営業損失41百万円）となりました。

（就業障がい者支援事業）

当事業におけるＧＬＴＤの新規顧客開拓につきましては、マーケットホルダーとの連携強化を通じた効果的かつ効率的な営業展開を図りました。また、ＧＬＴＤの既存顧客につきましては、顧客先企業の人事部等との協力体制強化を図りつつ、任意加入者増加のための諸施策を実施し、グループ企業へのＧＬＴＤ制度導入の提案を推進いたしました。これらに加えて、当期より休業者・復職者管理支援サービス「Ｈ－ＡＲＭ－ＯＮＹ（ハーモニー）」をメンタリティマネジメント事業より移管し、ＧＬＴＤ販売との相乗効果による同サービス提供先の拡大に取り組みました。

当期間の売上高につきましては、新規契約獲得が売上伸長に寄与いたしました。一方、費用面につきましては、競合他社サービスとの差別化のためのマーケティングに係る調査費用等、先行費用を計上したことにより経費負担が増加いたしました。

これらの結果、就業障がい者支援事業の売上高は806百万円（前期比9.5%増）、営業利益は348百万円（前期比0.5%増）となりました。

（リスクファイナンシング事業）

職域等のチャネルを通じて主に個人を対象として保険商品を販売しております当事業では、売上高につきましては前期比で若干の減収となりましたが、費用面につきましては、オペレーション業務の改善等、当事業の効率的な運営を行うための各種施策を推進して引き続きコスト抑制に取り組みました。

これらの結果、リスクファイナンシング事業の売上高は370百万円（前期比4.1%減）、営業利益は309百万円（前期比5.3%減）となりました。

報告セグメント毎の売上高につきましては、次の通りであります。

事業の名称	前連結会計年度	当連結会計年度	前期比
メンタリティマネジメント事業	1,734百万円	2,787百万円	60.7%
就業障がい者支援事業	736百万円	806百万円	9.5%
リスクファイナンシング事業	385百万円	370百万円	△4.1%
合計	2,857百万円	3,964百万円	38.7%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は148百万円で、その主なものは、ソフトウエアを中心としたメンタリティマネジメント事業への投資です。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 16 期 (平成26年３月期)	第 17 期 (平成27年３月期)	第 18 期 (平成28年３月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (平成29年３月期)
売　上　高（百万円）	2,689	2,727	2,857	3,964
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	124	158	164	424
１株当たり当期純利益　（円）	7.43	9.32	9.62	24.83
総　資　産（百万円）	2,578	2,860	2,980	4,157
純　資　産（百万円）	1,462	1,606	1,756	2,158
１株当たり純資産額　（円）	86.37	93.40	100.83	123.16

（注）当社は平成29年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。このため、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額については、第16期（平成26年３月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 16 期 (平成26年３月期)	第 17 期 (平成27年３月期)	第 18 期 (平成28年３月期)	第 19 期 (当事業年度) (平成29年３月期)
売　上　高（百万円）	2,662	2,745	2,879	3,979
当　期　純　利　益（百万円）	137	175	137	419
１株当たり当期純利益　（円）	8.22	10.35	8.04	24.58
総　資　産（百万円）	2,558	2,863	2,968	4,138
純　資　産（百万円）	1,454	1,615	1,741	2,139
１株当たり純資産額　（円）	85.92	93.89	99.93	122.01

（注）当社は平成29年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。このため、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額については、第16期（平成26年３月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱ＡＲＭ総合研究所	10百万円	100.0%	メンタリティマネジメント事業

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、「人々が『安心して働ける環境』と企業の『活力ある個と組織』を共に創る」ことを目指し、拡大するビジネスチャンスに積極的に取り組むとともに、経営環境の変化に機敏に対応すべく、経営管理体制の向上を図りつつ、事業展開をしてまいります。

第一に、当社のコア事業であるメンタリティマネジメント事業、就業障がい者支援事業については、積極的に投資を行い競合他社との差別化をより一段と強めるとともに、シェア拡大に取り組んでまいります。

第二に、事業の拡大を支えるための経営管理体制及び適切な事業運営を支えるための内部統制体制を整備するとともに、事業運営を担うマネジメント層の育成を図ります。

第三に、業務提携やM＆Aを積極的に行い、既存事業の強化を図るとともに、その周辺分野への展開を図ります。また、既存事業とシナジーの高い事業の拡大や新規サービスの事業化の確立も積極的に行います。

各事業の当面の重点取組課題は以下のとおりです。

① メンタリティマネジメント事業

主に精神疾患による就業不能発生の予防や職場のメンタル不調者に対応するための施策としてのメンタルヘルスケアに止まらず、組織や個人に対して生産性向上の観点からポジティブサイドのアプローチも行う事業として推進しております。競合他社が増えてきている中、市場のニーズに対応した新商品を適時に投入し、競合他社との差別性を確保しつつ、シェアを拡大していくことが重要な課題と考えております。

1）企業のストレスチェック義務化への対応

労働安全衛生法の一部改正に対応する商品であるアドバンテッジタフネスシリーズの安定的運用を図るとともに、顧客要望等を踏まえた上で、提供するサービスのクオリティ向上に取り組んでまいります。

2）大企業・中堅企業マーケットの開拓

一定の規模以上の顧客に対して、外部チャネルの積極的な活用やセミナーの開催をはじめとしたマーケティング活動等の様々な手段により継続的にアプローチを行い、積極的な営業展開を図ってまいります。

3）販売チャネルの拡大

今後普及が見込まれる中小企業に対しては、中小企業のニーズに適合したサービスの開発を積極的に実施するとともに、販売チャネルの一層の充実拡大等により、積極的な営業展開を図ってまいります。

４）効率的なオペレーション体制の構築
導入企業数、対象従業員数の拡大に伴う課題として、業界トップレベルの品質である商品・サービスを安定供給するためにも、販売体制やオペレーション体制の更なる効率化に取り組んでまいります。
５）ポジティブサイド対応商品の提供
「エンゲージメント尺度（仕事への熱意度）」に基づいたソリューションの開発・提供を進めるなど、組織活性化まで目指す本気のメンタルヘルス対策を積極的に展開してまいります。

② 就業障がい者支援事業
就業障がい者支援事業で展開している各サービスについて、競合他社との差別性を意識した開発を行っておりますが、競合他社が増えている中で差別性を確保しつつ、シェアを拡大していくことが重要な課題と考えております。
１）ＧＬＴＤ販売
イ．新規顧客の獲得の強化
一定の規模以上の顧客に対して、この商品に積極的に注力しているパートナー企業やマーケティング活動等、様々な手段によりアプローチを行います。第４類団体（共通目的をもつ者により組織される会員団体）への本格展開等、より一層の新規顧客の獲得活動に取り組んでまいります。
ロ．中堅・中小企業マーケット参入のための基盤づくり
中堅・中小企業マーケット参入のため、同マーケット向けの商品開発、中堅・中小企業をマーケットに持つ企業との提携に取り組んでまいります。
ハ．新たな優位性の確立
ＧＬＴＤの普及が進むことによって、これまでの実績や知識面での優位性が相対的に低下していくことが考えられるため、新たな優位性の確立に取り組んでまいります。
２）付帯サービス
イ．サービスレベルの平準化
現在のサービスでは利用頻度が少ない場合や特定の企業に利用が偏ることがあるため、顧客が常に利用するサービスの開発をするとともに、企業担当者及び休職者双方にメリットのあるサービスの開発を行ってまいります。

③ リスクファイナンシング事業

当該事業は成熟したマーケットを対象としております。また、当該事業では職域等のチャネルを通じて主に個人に対してサービス提供も行っており、適切な募集体制の構築に取り組むことやオペレーション体制の見直し、提供しているサービスの見直し等により、効率的なサービスの提供体制を構築することが重要な課題と考えております。

⑸ 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

事業内容	主要商品・サービス
メンタリティマネジメント事業	精神疾患による休業者を減らすための予防プログラムの提案・運用、ＥＱ（感情知能）理論を基にした検査、研修プログラムの提案・運用
就業障がい者支援事業	ＧＬＴＤの代理店業、就業障がい者復職支援
リスクファイナンシング事業	個人・法人向け損害保険、生命保険の代理店業

⑹ 主要な営業所（平成29年３月31日現在）

当社	本社　　：東京都目黒区 大阪支店　：大阪府大阪市中央区 名古屋支店：愛知県名古屋市中区 札幌営業所：北海道札幌市北区 仙台営業所：宮城県仙台市青葉区 広島営業所：広島県広島市中区 福岡営業所：福岡県福岡市博多区
㈱ＡＲＭ総合研究所	本社：東京都目黒区

（注）福岡営業所は平成28年11月１日、広島営業所は平成28年12月１日、札幌営業所および仙台営業所は平成29年１月４日に新設いたしました。

⑺ 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業内容	使用人数	前連結会計年度末比増減
メンタリティマネジメント事業	124 (24)名	10名増 (7名増)
就業障がい者支援事業	40 (5)名	1名増 (2名増)
リスクファイナンシング事業	5 (-)名	－ (－)
全社（共通）	40 (2)名	6名増 (－)
合計	209 (31)名	17名増 (9名増)

（注）１．使用人数は連結会社外から当連結会社への出向者を含んでおります。
２．使用人数は就業員数であり、パート及び人材会社からの派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
３．全社（共通）として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
205 (31)名	14名増（9名増）	38.0歳	5.3年

（注）１．使用人数は当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。
２．使用人数は就業員数であり、パート及び人材会社からの派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ 主要な借入先及び借入額（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	50百万円
㈱みずほ銀行	50百万円
㈱三井住友銀行	50百万円
㈱第四銀行	20百万円

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成29年３月16日付で、当社株式は東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）から同取引所市場第二部に市場変更いたしました。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（平成29年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　18,250,000株

② 発行済株式の総数　8,540,200株（自己株式250株を含む）

③ 株主数　2,055名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
鳥越慎二	2,358,150株	27.6%
笹沼泰助	1,363,400株	16.0%
フォルソムリチャードリー	683,400株	8.0%
フォルソム夕起子	520,000株	6.1%
ダンドイブレット	498,200株	5.8%
前波範彦	134,550株	1.6%
日本証券金融㈱	131,900株	1.5%
楽天証券㈱	124,900株	1.5%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN（CASHPB）	101,600株	1.2%
住友生命保険相互会社	100,000株	1.2%

（注）１．当社は、自己株式を250株所有しております。
２．持株比率は発行済株式の総数から自己株式（250株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要事項

当社は、平成29年２月16日開催の取締役会において、平成29年４月１日付で普通株式１株を２株に株式分割することを決議し、当社定款を変更いたしました。

これにより、発行可能株式総数は36,500,000株に、発行済株式の総数は8,540,200株増加して17,080,400株となっております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年３月31日現在）

第５回新株予約権（平成26年９月18日開催の取締役会決議による新株予約権）

・新株予約権の数

1,290個（新株予約権１個につき100株）

・新株予約権の目的である株式の数
129,000株
・新株予約権の払込金額
無償
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり　109,200円（1株当たり　1,092円）
（注）平成29年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数は258,000株」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額546円」に変更されております。
・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1個当たり　82,100円
・新株予約権を行使することができる期間
平成29年9月19日から平成32年9月18日まで
・新株予約権の行使の条件
1）新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
2）その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによるものとします。
・当社役員の保有状況（平成29年3月31日現在）

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 （うち社外取締役）	650個 （－）	65,000株 （－）	2名 （－）
監査役 （うち社外監査役）	－ （－）	－ （－）	－ （－）

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鳥越　慎二	社長執行役員 ㈱ＡＲＭ総合研究所代表取締役社長
取締役	神谷　学	常務執行役員　社長補佐、コーポレート部門統括
取締役	山本　麻理	執行役員、メンタルヘルスケア部門統括
取締役	余田　拓郎	－
取締役	江幡　真史	－
常勤監査役	堀越　直	－
監査役	縫田　駿一	－
監査役	林　隆夫	－

（注）１．取締役余田拓郎氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
２．取締役江幡真史氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
３．常勤監査役堀越　直氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
４．監査役林　隆夫氏は、社外監査役であります。
５．常勤監査役堀越　直氏、監査役縫田駿一氏及び監査役林　隆夫氏は、以下の通り、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役堀越　直氏は、㈱日本長期信用銀行（現㈱新生銀行）に昭和48年４月から平成17年３月まで在籍し、通算32年にわたる銀行業務を通じて決算手続並びに財務諸表等に精通しております。
・監査役縫田駿一氏は、㈱日本長期信用銀行（現㈱新生銀行）に昭和43年４月から平成10年５月まで在籍し、通算31年にわたる銀行業務を通じ、さらに平成10年６月から平成15年８月まで㈱長栄の代表取締役社長、㈱長栄アドバンテッジの取締役副会長を歴任し、決算手続並びに財務諸表等に精通しております。
・監査役林　隆夫氏は、日本軽金属㈱及びそのグループ企業に昭和37年４月から平成17年６月まで在籍し、その間昭和54年６月から平成11年４月までの間、通算11年にわたり同社監査室長を務めたほか、日本ナショナル製罐㈱を始めとして同社グループ企業４社の監査役を通算７年務めており、決算手続並びに財務諸表等に精通しております。
６．当社は、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。取締役３名は執行役員を兼務しております。取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は３名で、廣山真、廣瀬光紀、江原徹の各氏で構成されております。
７．法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、平成27年６月23日開催の第17回定時株主総会において補欠の監査役として前波範彦氏（公認会計士・税理士）が選任されております。

② 事業年度中に辞任した取締役

該当事項はありません。

③　取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取締役	5名	78百万円
（うち社外取締役）	(2)	(12)
監査役	3名	16百万円
（うち社外監査役）	(2)	(13)
合計	8名	94百万円
（うち社外役員）	(4)	(25)

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成15年９月29日開催の第５回定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第８回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

３．上記報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	余田拓郎	当事業年度に開催した取締役会22回のうち21回に出席し、主に経営学の研究及び大学教授としての専門的見地から、当社の経営に関し適宜意見を述べております。
取締役	江幡真史	当事業年度に開催した取締役会22回すべてに出席し、豊富な経営者経験及び幅広い見識から、当社のコーポレート・ガバナンス等の向上について積極的に発言を行っております。
常勤監査役	堀越直	当事業年度に開催した取締役会22回すべてに出席し、主に法的、財務的及び税務的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催した監査役会13回すべてに出席し、当社のコーポレート・ガバナンス並びにコンプライアンスについて適宜、必要な発言を行っております。
監査役	林隆夫	当事業年度に開催した取締役会22回のうち21回に出席し、主に法的、財務的及び税務的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催した監査役会13回すべてに出席し、当社のコーポレート・ガバナンス並びにコンプライアンスについて適宜、必要な発言を行っております。

ニ．責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項及び第２項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

⑸ 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成27年５月21日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備に関する基本方針（「内部統制システムに関する基本方針」）を一部改正する決議をいたしました。改正後の内部統制システムに関する基本方針の内容は以下の通りであります。

① 当社及び当社子会社（「ＡＲＭグループ」）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．ＡＲＭグループの取締役及び使用人は、法令遵守は当然のこととして、高い倫理観に基づき誠実に行動することが求められる。ＡＲＭグループにおける企業倫理は、企業理念、経営方針、及び行動指針等に定める。

ロ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、事業が適正かつ効率的に運営されることを確保するため、取締役及び使用人が実践すべき行動の基準を定めた規程等を整備し、その周知と運用の徹底を行う体制を構築する。

ハ．内部通報制度の利用を促進し、ＡＲＭグループにおける法令違反、企業倫理に反する行為、又はその恐れのある事実の早期発見、対策、及び再発防止に努める。

ニ．取締役会は、定期的に取締役から職務執行状況等の報告を受け、業務の適正確保に課題のある際は速やかに対策を講じる。

ホ．反社会的勢力による不当要求等への対応を定めるとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

ヘ．内部監査部門は、各部門の業務執行状況を監査し、その結果を取締役社長に報告するものとする。被監査部門は、是正及び改善の必要があるときには、速やかに対策を講じる。

ト．上記のほか、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書の保管については文書保管部署を定め、関連資料とともに適切な方法、かつ、検索容易な状態で、確実に保存・管理することとする。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

③ ＡＲＭグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築・整備する。

ロ．経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、対応を迅速に行うと共に全社的かつ必要であれば企業グループとしての再発防止策を講じる。
ハ．経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応方針及びリスク管理の観点から重要な事項については十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
ニ．上記のほか、より全社的なリスク管理体制を検討し、適宜実施する。

④　ＡＲＭグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ．取締役会は、取締役会が定める経営機構及び職務分掌に基づき、取締役会において選任される執行役員に業務の執行を行わせる。
ロ．取締役会は、ＡＲＭグループの効率的な事業運営と経営の監視・監督体制の整備を行う。
ハ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
ニ．グループ全体の事業活動の総合調整、業務執行に関する意思統一、及び事業部における重要な意思決定を機動的に行うため、グループ全体の適切な会議体を設置し、開催する。
ホ．連結ベースの事業計画に基づき、グループ全体の予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
ヘ．グループ全体の経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

⑤　ＡＲＭグループにおける業務の適正を確保するための体制
イ．ＡＲＭグループ各社は、ＡＲＭグループの企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。
ロ．ＡＲＭグループに属する会社間の取引は、関係法令・企業会計原則その他の社会規範に照らし適切に行う。
ハ．ＡＲＭグループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、グループ各社の経営管理に関する規程を定め、これに基づいて子会社管理を行うものとする。また、子会社の営業状況の進捗を管理するとともに、当社グループ全体として機動的な意思決定と戦略の調整を行うため、定期的なレビューを行う。
ニ．ＡＲＭグループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社での審議及び取締役会への付議を行う。

ホ．内部監査部門は、ＡＲＭグループ各社の法令及び定款、規程の遵守体制についての監査を実施又は統括し、ＡＲＭグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

ヘ．ＡＲＭグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

ト．ＡＲＭグループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、一層の統制強化を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．実効的な監査役監査を行うためにその職務を補助する人員、組織の設置を監査役から要請された場合には、監査役との協議により定めるものとする。

ロ．監査役の職務を補助する使用人の人事については監査役会の同意を得る。また、監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従う。

⑦ ＡＲＭグループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ．ＡＲＭグループ各社の取締役社長は、当社の監査役に対し取締役会等重要な会議への出席の機会を提供する。

ロ．ＡＲＭグループ各社の取締役及び使用人等は、当社の監査役に対し事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部門は内部監査の結果等を報告する。

ハ．取締役及び使用人は、法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．ＡＲＭグループ各社の取締役社長は定期的に当社の監査役と情報交換を行う。

ロ．ＡＲＭグループの取締役及び使用人等は、当社の監査役の求めに応じ、職務執行状況を監査役に報告し、その職務に係る資料を開示する。

ハ．ＡＲＭグループの取締役は、上記のほか、当社の監査役の監査が実効的に行われるよう協力する。

⑨　上記⑦を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行ったＡＲＭグループの取締役及び使用人等は、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けることはない。

⑩　監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行において生ずる費用は、その費用を会社が負担する。

⑹　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

ＡＲＭグループでは、上記方針に基づいて、内部統制システムの適切な構築と運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下の通りであります。

①　取締役の職務執行

社外取締役２名を含む取締役５名は、原則月１回開催される定時取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会（当事業年度は定時取締役会12回、臨時取締役会10回開催）に出席し、経営に関する重要事項の審議・決定及び取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役会において、担当取締役は管掌する事業部門の月次ベースの業績及び活動等の状況について報告を行い、社外取締役は独立した客観的な立場から意見を述べ、取締役の業務執行に対して積極的に提言を行っております。

②　監査役の職務執行

社外監査役２名を含む監査役３名は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に基づき、取締役の職務執行を監査しております。また、取締役会、その他必要に応じ重要な会議に出席し、ＡＲＭグループの経営状況を監視するとともに、内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報交換を行うこと等により、監査の実効性の向上を図っております。

③　コンプライアンス体制

ＡＲＭグループの取締役及び使用人は、法令遵守は当然のこととして、企業理念・経営方針・行動基準等に定められた企業倫理に基づき誠実に行動することが求められており、経営管理部において社内のコンプライアンス状況をチェックしております。また、コンプライアンスに抵触する事案の社内通報制度として、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置しており、事案の早期把握と速やかな対応を図るように努めるとともに、「コンプライアンス管理規程」を定め、内部通報者の保護に十分配慮した運用体制を構築しております。

④　子会社管理

ＡＲＭグループでは、子会社の経営及び業務執行状況等について、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、事案の重要度に応じて、当社が承認を行い、あるいは報告を受けることにより、子会社の経営及び業務の適正性を確保しております。

⑤　内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備及び運用状況を検証・評価するために、業務執行ラインから独立した社長直結の組織として内部監査部門を設置しております。内部監査部門は、ＡＲＭグループの業務監査、財務報告に係る内部統制監査および個人情報保護に関する内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。また、監査役及び会計監査人との連携を図ることにより、監査の効率的な実施に努めております。

⑥　反社会的勢力排除に関する取組

当社では、「反社会的勢力への対応方針」を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求に対する法的対応、裏取引や資金的提供の禁止等を徹底しております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、速やかに担当部署に報告し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、組織全体として対応する体制を構築しております。

⑺ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要事項の一つとして位置付けております。このような観点から、当社を取り巻く経営環境や以下の配当方針によって剰余金の配当等を決定することとしております。

配当につきましては、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案した上で、連結配当性向25～30%程度を念頭に安定的・継続的に実施することを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、今後成長が見込める事業分野への投資、設備投資、研究開発などに活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、１株につき13.5円とさせていただきたいと存じます。

なお、当社は平成29年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っておりますので、株式分割後の基準で換算すると１株につき６.75円となります。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**3,085,079**	**流動負債**	**1,957,223**
現金及び預金	1,807,976	短期借入金	170,000
売掛金	647,557	未払法人税等	226,498
保険代理店勘定	466,014	前受収益	600,124
繰延税金資産	73,836	保険料預り金	466,014
その他	89,694	賞与引当金	164,246
固定資産	**1,072,629**	その他	330,338
有形固定資産	**106,752**	**固定負債**	**41,532**
建物附属設備	68,046	資産除去債務	41,532
工具器具備品	38,706	**負債合計**	**1,998,755**
無形固定資産	**826,795**	**純資産の部**	
のれん	310,426	**株主資本**	**2,103,495**
ソフトウエア	495,887	資本金	283,944
契約関連無形資産	15,382	資本剰余金	235,538
顧客関連無形資産	2,859	利益剰余金	1,584,176
その他	2,238	自己株式	△163
投資その他の資産	**139,082**	**新株予約権**	**55,458**
投資有価証券	2,806	**純資産合計**	**2,158,954**
敷金保証金	120,771		
繰延税金資産	4,090		
その他	11,413		
資産合計	**4,157,709**	**負債純資産合計**	**4,157,709**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

［ 平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで ］

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,964,256**
売上原価		**862,754**
売上総利益		**3,101,502**
販売費及び一般管理費		2,471,642
営業利益		**629,860**
営業外収益		
受取配当金	1,311	
未払配当金除斥益	171	
その他	90	1,573
営業外費用		
支払利息	1,208	1,208
経常利益		**630,224**
特別利益		
投資有価証券売却益	1,724	1,724
特別損失		
減損損失	5,517	5,517
税金等調整前当期純利益		**626,432**
法人税、住民税及び事業税	245,557	
法人税等調整額	△43,141	202,415
当期純利益		**424,016**
非支配株主に帰属する当期純利益		**－**
親会社株主に帰属する当期純利益		**424,016**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

［ 平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで ］

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	283,944	235,538	1,202,859	△163	1,722,179	34,375	1,756,554
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当			△42,699		△42,699		△42,699
親会社株主に帰属する当期純利益			424,016		424,016		424,016
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－	21,083	21,083
連結会計年度中の変動額合計	－	－	381,316	－	381,316	21,083	402,399
当期末残高	283,944	235,538	1,584,176	△163	2,103,495	55,458	2,158,954

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

⑴　連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数　　１社

・連結子会社の名称　　㈱ＡＲＭ総合研究所

⑵　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である㈱ＡＲＭ総合研究所の決算日は連結決算日と一致しております。

⑶　会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　　定率法

ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

ロ．無形固定資産　　定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

また、契約関連無形資産及び顧客関連無形資産については、対価の算定根拠となった将来の収益獲得見込期間（４～10年）に基づく定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　当社及び連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

④のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積もり、７～15年で均等償却を行っております。

⑤その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更に伴う連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　190,379千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	8,540,200株	－	－	8,540,200株

⑵　自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	250株	－	－	250株

⑶　配当に関する事項

・配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年６月24日定時株主総会	普通株式	42,699	5	平成28年３月31日	平成28年６月27日

・基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成29年６月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①　配当金の総額　　115,289千円
②　１株当たり配当額　　13.5円
③　基準日　　平成29年３月31日
④　効力発生日　　平成29年６月26日

なお、配当原資は利益剰余金とすることを予定しております。

5．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

当社グループは、投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

営業債権については、社内規程に従い、管理部門と営業部門が連携し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後３ヶ月であります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注２）参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
⑴　現金及び預金	1,807,976	1,807,976	－
⑵　売掛金	647,557	647,557	－
⑶　保険代理店勘定	466,014	466,014	－
⑷　敷金保証金	120,771	119,331	△1,440
資産計	3,042,320	3,040,880	△1,440
⑴　短期借入金	170,000	170,000	－
⑵　未払法人税等	226,498	226,498	－
⑶　保険料預り金	466,014	466,014	－
負債計	862,513	862,513	－

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金、⑵　売掛金、⑶　保険代理店勘定

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑷　敷金保証金

時価は、返還を受けると想定される将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

⑴　短期借入金、⑵　未払法人税等、⑶　保険料預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額2,806千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると考えております。

６．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	123円16銭
１株当たり当期純利益	24円83銭

（注）当社は、平成29年４月１日を効力発生日として普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を実施しております。そのため、１株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

７．重要な後発事象に関する注記

（株式分割）

当社は、平成29年２月16日開催の取締役会の決議に基づき、平成29年４月１日付で、株式分割を行っております。

１．株式分割の目的

当社株式の流動性を高めて、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えることで、投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

2．株式分割の概要

（1）分割の方法

平成29年３月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式１株につき２株の割合をもって分割しました。

（2）株式分割により増加する株式数

① 株式の分割前の発行済株式総数	8,540,200株
② 株式の分割により増加する株式数	8,540,200株
③ 株式の分割後の発行済株式総数	17,080,400株
④ 株式の分割後の発行可能株式総数	36,500,000株

（3）分割の効力発生日

平成29年４月１日

（4）１株当たり情報に及ぼす影響

１株当たり情報に及ぼす影響については、「６．１株当たり情報に関する注記」に記載しております。

（5）その他

今回の株式の分割に際して、当社の資本金の額の増加はありません。

８．その他の注記

（減損損失）

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失額
東京都目黒区	休職者管理システム	ソフトウエア	5,517千円

当社グループは、事業セグメントを基準としてグルーピングを行っております。但し、事業用資産については、個別の資産ごとにグルーピングを行っております。

就業障がい者支援事業において、休職者管理システム「Ｈ－ＡＲＭ－ＯＮＹ（ハーモニー）」の事業計画を見直した結果、当初想定していた収益を見込めなくなったため、減損損失を計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないためゼロとして評価しております。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**3,049,892**	**流動負債**	**1,957,072**
現金及び預金	1,770,480	短期借入金	170,000
売掛金	647,557	未払金	171,525
保険代理店勘定	466,014	未払費用	56,982
仕掛品	19,429	前受収益	600,124
貯蔵品	11,028	未払法人税等	226,498
前払費用	47,823	未払消費税等	87,363
未収入金	11,735	預り金	14,805
繰延税金資産	73,460	保険料預り金	466,014
その他	2,363	賞与引当金	163,138
固定資産	**1,088,122**	その他	619
有形固定資産	**106,752**	**固定負債**	**41,532**
建物附属設備	68,046	資産除去債務	41,532
工具器具備品	38,706	**負債合計**	**1,998,605**
無形固定資産	**828,701**	**純資産の部**	
のれん	310,426	**株主資本**	**2,083,951**
商標権	723	**資本金**	**283,944**
ソフトウエア	495,887	**資本剰余金**	**245,447**
契約関連無形資産	15,382	資本準備金	245,447
顧客関連無形資産	4,766	**利益剰余金**	**1,554,723**
その他	1,514	その他利益剰余金	1,554,723
投資その他の資産	**152,668**	繰越利益剰余金	1,554,723
投資有価証券	2,806	**自己株式**	**△163**
関係会社株式	13,586	**新株予約権**	**55,458**
敷金保証金	120,771	**純資産合計**	**2,139,409**
長期前払費用	11,403		
繰延税金資産	4,090		
その他	10		
資産合計	**4,138,015**	**負債純資産合計**	**4,138,015**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

［ 平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで ］

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,979,696**
売上原価		**862,754**
売上総利益		**3,116,942**
販売費及び一般管理費		2,491,897
営業利益		**625,044**
営業外収益		
受取配当金	1,311	
未払配当金除斥益	171	
その他	89	1,572
営業外費用		
支払利息	1,208	1,208
経常利益		**625,408**
特別利益		
投資有価証券売却益	1,724	1,724
特別損失		
減損損失	5,517	5,517
税引前当期純利益		**621,616**
法人税、住民税及び事業税	244,670	
法人税等調整額	△42,951	201,719
当期純利益		**419,896**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

［ 平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで ］

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
当期首残高	283,944	245,447	245,447	1,177,526	1,177,526	△163	1,706,754	34,375	1,741,129
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△42,699	△42,699		△42,699		△42,699
当期純利益				419,896	419,896		419,896		419,896
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							－	21,083	21,083
事業年度中の変動額合計	－	－	－	377,196	377,196	－	377,196	21,083	398,279
当期末残高	283,944	245,447	245,447	1,554,723	1,554,723	△163	2,083,951	55,458	2,139,409

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式　　移動平均法による原価法

ロ．その他有価証券

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品　　個別法による原価法

貯蔵品　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵　固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　定率法

ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

② 無形固定資産　　定額法

なお、自社利用のソフトウエアは社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

また、契約関連無形資産及び顧客関連無形資産については、対価の算定根拠となった将来の収益獲得見込期間（４～10年）に基づく定額法によっております。

⑶　引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　　従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

⑷　のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積もり、７～15年で均等償却を行っております。

⑸　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更に伴う計算書類に与える影響は軽微であります。

3．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「未払配当金除斥益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「未払配当金除斥益」は142千円であります。

4．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額	190,379千円
⑵　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	3,130千円
短期金銭債務	1,522千円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	15,440千円
その他営業取引の取引高	29,760千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	250株	－	－	250株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金等によるものであります。

8．関連当事者との取引に関する注記

・子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱ＡＲＭ総合研究所	東京都目黒区	10,000	リネンタマネジメント事業	所有直接 100	業務委託及び業務受託役員の兼任	業務委託	29,760	未払費用	1,522
							業務受託	15,440	未収入金	3,130

（注１）取引条件及び取引条件の決定方針等

業務委託、業務受託については、発生コスト等を勘案して決定しております。

（注２）上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　122円01銭

１株当たり当期純利益　24円58銭

（注）当社は、平成29年４月１日を効力発生日として普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を実施しております。そのため、１株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

（株式分割）

当社は、平成29年２月16日開催の取締役会の決議に基づき、平成29年４月１日付で、株式分割を行っております。

１．株式分割の目的

当社株式の流動性を高めて、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えることで、投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

２．株式分割の概要

（1）分割の方法

平成29年３月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式１株につき２株の割合をもって分割しました。

（2）株式分割により増加する株式数

① 株式の分割前の発行済株式総数	8,540,200株
② 株式の分割により増加する株式数	8,540,200株
③ 株式の分割後の発行済株式総数	17,080,400株
④ 株式の分割後の発行可能株式総数	36,500,000株

（3）分割の効力発生日

平成29年４月１日

（4）１株当たり情報に及ぼす影響

１株当たり情報に及ぼす影響については、「９．１株当たり情報に関する注記」に記載しております。

（5）その他

今回の株式の分割に際して、当社の資本金の額の増加はありません。

11. その他の注記

（減損損失）

連結計算書類「８．その他の注記　減損損失」の記載と同様のため、記載を省略しております。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月18日

株式会社　アドバンテッジリスクマネジメント
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松　田　道　春　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　野　英　樹　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　森　田　健　司　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンテッジリスクマネジメント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月18日

株式会社　アドバンテッジリスクマネジメント
　取　締　役　会　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　田　道　春　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　野　英　樹　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　田　健　司　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月22日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント　監査役会

常勤監査役(社外監査役)　堀　越　　直　㊞

監　　査　　役　縫　田　駿　一　㊞

監査役(社外監査役)　林　　隆　夫　㊞

以　上

企業に未来基準の元気を!

来るべき世界で活躍するのは、どんな企業でしょうか?
うつや、それに伴う休暇の経済的不安など、働き方においてさまざまな課題が生まれています。
フィジカル面だけでなく、これらメンタル面での課題も解決し、
健康経営をきちんと実現できる企業こそが、大きな成果を上げられると私たちは考えています。
そのために——
こころの健康にかかわる専門家を社内に多数抱え、科学的根拠に基づく
独自の改善プログラムをいち早く市場に導入。多くの企業に提供してきました。

社員の健やかなこころが、企業の元気、すなわち生産性の向上に結びつく。

これは、私たちが過去の実績から得た揺るぎない事実。
そして、未来の世界で活躍する企業の基準になると断言します。

企業に未来基準の元気を!

私たちは、人々が「安心して働ける環境」と企業の「活力ある個と組織」を
みなさまと共に創り出します。

従業員みんなの元気で 明日の企業を強くする。

メンタルヘルスケア事業



- ストレスチェック義務化対応 メンタルサポートプログラム 「アドバンテッジ タフネス」 (ストレスチェック・医師面接・カウンセリング・組織診断 など)
- メンタルヘルス研修プログラム
- 産業医サービス　など

こころのスキルを育成し 明日の企業を強くする。

採用・EQソリューション事業



- 適性検査「アドバンテッジ インサイト」
- 新入社員／若手／新任管理職向け EQ(感情マネジメント力)向上研修　など

安心して働ける喜びが 明日の企業を強くする。

就業障がい者支援事業



- GLTD(団体長期障害所得補償保険)
- 休業者管理サービス 「H-ARM-ONY(ハーモニー)」　など

株主総会会場ご案内図

会　場

八芳園　２階「サンライト」
東京都港区白金台一丁目１番１号
TEL　03-3443-3111

交　通

■ 地下鉄南北線・三田線
「白金台駅」
２番出口 より徒歩１分



株式会社 アドバンテッジ リスク マネジメント

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。